

沖縄県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		1.2E-3	6.6E-1	2.2E+1	23.1
64	エトフェンプロックス	3.9E+1	3.4E+1	9.9E+0	1.0E+1	94.0
117	テブコナゾール				1.8E+0	1.8
139	トラロメトリン			1.8E+1	9.0E-1	18.9
140	フェンプロパトリン			6.1E+0		6.1
153	テトラメトリン	3.4E+2	5.8E+0	3.2E+2	5.0E-2	669.2
181	ジクロロベンゼン	6.4E+2	4.8E+2			1,124.7
225	トリクロルホン		1.0E+1			10.2
248	ダイアジノン		1.5E+0			1.5
251	フェニトロチオン		2.9E+2	5.1E+0	4.3E-2	291.7
252	フェンチオン	8.1E+0	1.5E+2			154.9
256	デカン酸				2.0E+0	2.0
350	ベルメトリン	2.3E+1	8.0E+1	2.4E+1	3.1E+1	157.4
405	ほう素化合物		9.8E-1	2.9E+1	1.3E+0	31.3
427	カルバリル			2.4E+2		239.4
428	フェノプカルブ			1.8E+2	8.2E+1	259.1
457	ジクロールボス	1.6E+2	1.3E+3			1,485.8
合 計		1.2E+3	2.4E+3	8.3E+2	1.5E+2	4571.0

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等